

学校ソーシャル・ワーカーに期待されるものⅠ

—いじめによるS.H.さんの自殺ケースを通して—

山崎道子

目 次

- I. 序論
- II. S. H. 君のいじめによる自殺に至る経過
- III. 中学1年までのS. H. 君について
- IV. 関係者の対応とその問題点
 - 1. 家族の対応とその問題点
 - 2. 学校関係者の対応とその問題点
 - (1)教師はS君の話にどの位耳を傾けただろうか。
 - (2)担任教師と養護教諭の協力関係はあったのだろうか。
 - (3)外部の関係機関の援助が得られていたらどうだっただろうか。
 - 3. 思春期心性と受験競争により歪んだ子どもたちの行動
 - 4. 地域の親たちの対応とその問題点
 - 5. 異年齢子ども集団の喪失の影響
 - 6. マスコミの子どもたちへの影響
- V. S. H. 君の自殺以後、関係機関の提案している対応策をめぐって
 - 1. 文部省のいじめ・体罰禁止の徹底を求める再通知
 - 2. 文部省の新任教員の研修制度試案
 - 3. 東京都教育委員会の教育相談所の強化決定
 - 4. 地方自治体のいじめ対策
 - 5. 女性による民間教育審議会の提言
- VI. 学校ソーシャル・ワーカーの役割に期待されるもの
- VII. おわりに
 - 引用記事
 - その他参考情報
 - 参考文献

I 序 論

戦後40年、わが国は今や世界経済に影響を与える力を持ち、日本経済の世界中における進出は、先進諸国をはじめ諸外国の脅威ともなり、深刻な経済摩擦を出現している。国内においては、敗戦に遭遇した日本人が高度成長期を経て想像だにしなかった物質的豊かさをもたらしてくれた反面、都市化、技術革新、産業構造の変化、さらには情報化社会の出現は、人びとの価値観に影響を与えるとともに、人びとの生活基盤である家族・地域社会、学校、職場等広範な生活環境にかつて体験したことがなかった激しいインパクトを与え、多様な、かつ深刻な歪みを人びとの生活に生起させてきた。

近年、これらの状況をめぐって官民の間に危機感が強まり、戦後40年間の見直しが各方面において始まっている。その最たるもの一つが臨時教育審議会を中心に進められている戦後の教育制度をはじめ教育全般の見直しの問題である。

今や、わが国の児童生徒は、アカデミックレベルの国際比較では高得点を示し、諸外国から驚嘆されているところである。しかしながら、その反面には、児童生徒の場である学校において、高度成長期以後、社会問題が続出してきたが、今や深刻化している。

もう少し詳しく述べると、従来からの非行、怠学のほかに「いわゆる登校拒否症」は、1950年代の終頃から発生し始め、1960年代に入って目立って増加した。それは、児童精神医学会等の研究発表数の最上位を示し、関係者の関心の高いことを示した。

登校拒否症の発生の原因については、時の進展と共に子どもたちを取りまく環境が複雑化するに伴なって、また多様化し、複雑化している。

1970年代に入ると、進学熱はいっそう高まり、学校現場での「偏差値」の重視が強まるが、家族状況の変化にも、母親の就労の増加、母親の蒸発、離婚等が顕著に出現した。その結果、母子家庭とともに父子家庭の増加が社会問題になってきた。登校拒否症とともに家庭内暴力の発生が際立つようになり、校内暴力も発生し始めた。

1980年代に入ると、校内暴力が全国的に頻発し、学校教師への暴力、建物設備の破壊等、学校の荒廃が社会問題になった。

この数年、校内暴力の沈静化が見られたが、それに代り教師の生徒に対する体罰、生徒間のいじめの問題が多発し、いじめられっ子の自殺が相次いで発生しており、今やマスコミに連日のように取り上げられ、衝撃的な社会問題になっている。中でも日本中の大人に深刻な危機感を与えたのは、中野富士見中学2年のS君のいじめを苦に自殺した事件であった。S君は、「生き地獄」という言葉を書き残して自殺したが、その後の調査により彼は最後まで生きる道を探し求めていたこと。彼は学校教師に、親に、SOSをくり返していたのに、そして周囲の者もS君がひどくいじめられていたことを知りながら、彼を助けることが出来ずに死に追いやったことに対して言いようのない怒りと悔いがマスコミを通して全国をかけめぐった。この事件がきっかけに文部省、法務省、日本弁護士連合会、学校、教育委員会、PTA等、それぞれの立場で対応策に乗り出していることが新聞等に報道されている。

S君のいじめによる自殺に至る経過は、両親や加害グループの生徒と親の話、学校関係者の調査等で、そのほぼ全容が判明したとも報じられている。昭和61年2月1日にS君が自殺して以来、各新聞やテレビ番組がこの事件を頻繁に取り上げた。月刊雑誌や週刊誌でも取り上げ、父親や母親の手記等を掲載したものもある。

さらにはS君の書いた中学1年までの作文についての専門家の解析が一部報じられた。それらの中で、とくに朝日新聞の多角的な報道と、NHKのテレビ番組「首都圏」等で取り上げたS君のいじめの様相と自殺に至る経過がそれらをかなり明らかにした。S君自身も、彼の家族も、地域社会も、それぞれ今日のわが国においては何処においてもみられるものであり、決して例外的なものではないのである。学校も「葬式ゴッコ」の色紙に4人の先生方のサイン等、予想だにしなかった事実が明かるみに出され日本中が衝撃を受けたが、しかしながら日本中の学校の中にはこの種の事件の下地がないとは言いきれないだろう。だからこそ、今後も諸状況が変化しなければ、S君のような非惨な事件が発生しないとは限らないのである。

子どもの人権、成長発達権、教育権は、日本国憲法、児童福祉法、少年法、教育基本法により保障されている。さらには児童憲章、国連の世界人権宣言、国際人権規約によって護られているのだが、現実の状況では彼らの人権がさまざまな形で深刻に侵害されている。

S君のケースを上記のマスメディアによる情報を通して、彼がいじめの標的になり、生き地獄から逃れられずに自殺に至った経過を明らかにし、それらに与えた諸要因を考察したい。次に、それらの考察に基づいてわが国の児童生徒をめぐる学校の、指導援助体制について触れ、とくにS君の自殺後、新聞等で報じられている積極的対策について取り上げ、その問題点に言及し、学校ソーシャル・ワーカーの役割の緊急性について触れてみたい。

註(1) II S.H.君のいじめによる自殺に至る 経過

昭和60年4月二年の進級時にS君は仲が良かった級友たちと別々のクラスに分かれ、二年A組になった。家が近いC君だけはクラスが別でも親交が続いた。C君は、後に遺書で名指しされるA君、B君ら7、8人のグループに属していた。S君もごく自然にグル

ブと行動を共にし始めたという。

6月初旬頃より、S君はこのグループの「ツカイッパ」の役に回り、下校時にバックを持たされたり、使い走りされていた。

S君はいつも『オレが行くよ』と自分からいつた」とグループ側はいっている。

6月下旬、他校生といざこざがあった際も連絡役をした。この頃、グループと共に授業中に反抗的な態度をとるようになったことも学校側に観察されている。グループ外の生徒にけんかを仕掛ける役を演じたことであった。

10月上旬、二年A組教室に他のクラスのD君ら二人が来て、S君の右目の周りに丸、鼻の下にひげをフェルトペンで描いた上、その姿で廊下を歩かせた。級友たちも廊下に出てはやし立てた。

同じ頃、グループは音楽バンド結成を目指し始めた。S君はドラムの担当だった。

近くの貸しスタジオで深夜まで練習するようになると、夜遅く呼び出しの電話がかかり出した。父親は夜の外出を許さなかった。仲間との板ばさみに悩んでいたのを父親は覚えているという。10月15日から17日までS君は家出した。「杉並区内のビルの踊り場に新聞紙を敷いて寝ていた」と学校側に説明したが、後に同級生の母親から「うちに泊まってご飯も食べて遊んでいましたよ」と電話があったという。

10月14日に「葬式ゴッコ」がS君を標的にしておこった。A君がテレビの人気番組「安産コーナー」をヒントに「Sを死んだことにしてあれをやろう」といいだした。すぐクラス内に色紙が回され、女生徒数人を除く全員が追悼の言葉を書き署名した。だれかが「センター（教師）にも書かせよう」といい出し、担任ら4人に持ちかける分担も決まった。「署名したかどうか記憶がない」といっているS教諭（29歳）に持かけた生徒たちは、「先生が『何だ、これは』といったので急いで『ジョークだよ、ジョーク』といったら、先生は『そうか、ジョーク』かといって署名した」といって

いる。

11月末、二つの事件が連続して起きた。

まずS君がB、C君らと一緒にいたとき、一年生の男子がS君に「お前は弱虫だ。オレの方が強い」といった。「お前、悔しくないのか。」とB君に言われ取っ組み合いになった。

次が「つり銭事件」だ。A君から使い走りさせられて釣り銭を渡さないまま次の遊びに移った。A君に数日後問いただされ、「使ってしまった」と答えたとグループ側はいう。A君はS君を学校近くの空き室に連れこみ殴りつけた。

S君は二つの事件を父親に細かくは話していないが、父親はA君の母親を訪ね、「あんたの息子をよく監視してくれ。これ以上、息子にまとわりついたら何が起こるかわからんぞ」といった。

翌日ごろ、S君にかかった電話は「S.H.殺してやる」といったきりで切れた。

12月上旬、グループ内に「もうS君へのいじめはやめようや」という声が上がった。

いじめの中心だったA君が「Sごめんよな」といったとS君自身の口からきいた記憶があると父親はいう。

S君はその頃から、グループとは無縁の顔ぶれP君ら5人と元旦に高尾山で日の出を拝む計画を立てた。電話で何度も打合わせした上、31日午後8時野外炊事具をついて出かけた。公衆電話を見る度自宅に電話する約束だったというが母親は3回ほどS君の弾んだ声を聞いている。学校側はグループを離れようとしていたと推測している。

61年1月8日、始業式のあとS君はグループのほぼ全員による暴行を教室の近くの階段で受けた。A君、B君が「またチクったな」と腹をけり上げ、A君が耳を殴った。

同日午後6時頃、血だらけのカッターシャツをバッグに隠して帰宅した。「中野区本町の十貫坂上交差点に近い駐車場に連れていかれ、三年生三人が加わって、さらにひどく殴られた」と父親に話したという。

同じ日高尾山登山を共にしたP君も殴られた。

61年1月16日、S君は母親が勧めるスーパーに「相談したい」と電話をかけた。帰宅後、母親は「使い走りを連れられるかと思ったのに、三学期になったら元に戻っちゃつた」という意味のS君のメモを見た。

61年1月17日から21日までS君は欠席した。自宅は出るがどこで過したかは不明だ。

61年1月22日に6日ぶりに登校した。体育の授業中に見学していたD君らと三年生二人に殴わされた。さらに木に登られ、木をゆすられた。C教諭が止めに入り、担任教諭がS君を木より下ろした。

61年1月23日から29日までまた欠席した。

61年1月30日が最後の登校になった。午後2時過ぎ、C君がS君を校外で見かけB君のところに連れてきた。3人が2年B組にいるとき女教諭が気づき近づくと、S君は小声で「先生、おれを逃がしてくれ」といった。教育相談室で担任教諭が電灯を消し小声で事情を聴いた。母親も呼ばれた。母親は「先生にグループの暴行を訴えたが、『警察に訴えるか、転校しかない』と言われた。」という。その間、D君らは校内中をS君を捜し回った。S君が帰るとき、靴箱のスニーカーがなかった。スニーカーは便器に突っ込まれていた。担任教諭がそれを洗ってくれた。

61年1月31日朝S君は家を出た。

61年2月1日夜9時頃、父親の出身地に近い盛岡駅前のデパートのトイレで首をつった。

Ⅲ 中学1年までのS.H.君について

S君が問題のつっぱりグループに関わるようになる以前はどのような少年であり、子どもであったのだろうか。

詳細な情報は得ることができないが、母親は次のように述べている。

註(2)

「ヒロは母親の私から見て申し分ないとは言えないまでも、よい子の部類に入っていたと思います。母乳で育てたせいか病気らしい病気もしていません。小学

校2年の時などスケートボードで遊んでいて車にはねられたほど活発な子どもでした。

3年生の頃から鉄道マニアになって、時刻表や列車の本を買ってきては夢中になっていました。家族旅行や盛岡の実家をたずねる時などもヒロが全部計画を立てて、私たちはヒロのいう通りに動いていたほどです。将来は鉄道のダイヤグラムという時刻表を作る仕事をしたいともいっていました。

中学に入ってからも1年の時は女の先生でしたが、生徒と一緒に行動し、意見を聞き、討論する、そういうタイプの先生でしたから何も問題はありませんでした。」

父親は、手記の中で、一年の担任は女の先生であったが厳格でS君は「小学校3年生の時は生意気しつばなしだったから、中学はビシッと厳しくても、そんな先生の方がいいんだ」と報告していたという。毎日が楽しそうでもあり、「いじめ」の気配など露ほども感じられなかった」と。

しかし、朝日新聞のコラムに、S君は小学校5年の時の作文で、「指詰土須」という筆名を使うなどS君の周辺には荒れた環境がうかがえると指摘されている。

NHKの報道番組の中で、「中学1年までのS君は大の鉄道ファンで、ブルートレインに熱中したり、最近はアマチュア無線に凝っていたこと、推理小説が好きで、西村京太郎の作品を好んだこと。ひょうきんで表面的には明かるい面しかみせなかつた」という。

家族状況について触れているものはほとんど見当たらない。父親や母親の手記の中にもほとんど出て来ない。きょうだいは妹が一人いる。

NHKの報道番組が両親の別居に触れたのが唯一の、その周辺に関する情報だった。それによると、60年6月、S君のつっぱりグループの「ツカイッパ」が始まった頃、両親は別居していたという。しかし、その理由や具体的なことは全く触れられていない。S君の家には仲間が来てたむろしていたころもあり、その頃、

S君は身体の不調を訴えて養護室に来ることが多くなり、欠席も増えてきていたという。

IV 関係者の対応とその問題点

1. 家族の対応とその問題点

S君のパーソナリティ、行動、学習の動機づけ等について小学校、中学校側からの資料は一切目に触れることがなかったので、小学校・中学校の教師が、S君をどう見ていたのか知ることはできない。しかしながら、S君自身や父親の表現から知り得ることは、S君が自分のペンネームに「指詰土須」を使っていたという事実や、中学に入ったときに、小学校時代は生意気だったから中学に入ったら自分を変えたいと作文に書いていた点などから、この年齢の少年にありがちな、大人に対する反抗心や「ツッパリ」に対する同調心が生じていたものと察しられる。しかしながら、中学1年までは、それらが顕在化することはなかったようだ。

中学2年になり、ツッパリグループの「ツカイッパ」として行動するようになる。それ以後、彼は間断なく心理的葛藤に落ち入り、何回かの危機状況に出遭うことになる。

まず何故、彼がツッパリグループに入ったかについては、二年になっても同じクラスになった家が近いC君がそのツッパリグループに入っていたことにより、S君も自然に入ってしまったと報道されている。また、丁度同じ時期に、両親が別居していることは見逃すことができない点であろう。

Sは、ツッパリグループに入ってすぐに「ツカイッパ」にさせられたり、他校生とのいざこざに連絡役をさせられたり、メンバーに家に押しかけられてドアを蹴とばされ、「あいつらとはつき合いたくない」とこぼすようになっていたという。この初期の時点で、S君の心理的葛藤は高まっていたと言えるだろう。その頃、彼は身体の不調を訴えて養護室へ行くのが増え、そして学校の欠席も始まった。

この時点で、母親は「死にたい」と書いた紙きれを見つけた。しかし、母親は表面明るく振る舞うわが子をそれ程深刻な状況と思わなかつたと、後に述べている。「死にたい」というS君のメッセージを母親が危機感を持って受けとめ、S君に対応していたらと悔やまれる。

学校側は、その同じ時期に、S君が「ツカイッパ」になっていることを父親に知らせている。

10月上旬頃、グループは音楽バンドの結成をめざして貸スタジオで夜間練習するようになるが、S君はマネージャーにされた。

S君は父親に夜の外出を禁じられ3日間家出をしている。彼の心理的葛藤はさらに高まって行った。さらに彼の危機感を強めた事件が相次いで二つ発生したが、それらはS君を標的にした暴力行為であり、この二つの事件を契機に彼に向かはれたいじめ行動は、いっそう激しくなっていった。父親は10月から11月にかけて担任教師に相談している。それらの内容は明らかにされていない。父親は、S君を標的にした二つの暴力事件後息子からの断片的な話から察して、A君の母親を訪ねて、息子に対するいじめを抗議し、あなたの息子をよく監視するようにと申し込んでいる。

父親のこうした対応は、グループの少年たちへ、「S『チクッタ』な」とさらに報復行為のいじめを増幅させることになった。

父親は、一方ではS君に対して、「男の子なんだからやり返して來い」とも元気づけていた。S君はこの頃登校不能になった。欠席しているわが子に、父親は「なぜ、登校しないのか、なぜ遅刻するのか。学校へ行きなさい」とかなり強い調子で働きかけていたという。

S君は登校もできず、また家に居ることもできずに、朝、家を出て、新宿の高層ビルのコンピューターのショールームで過す日があったり、家の前の病院の待合室にぼんやり座っている日があったという。彼はこの時点でどこに身を置いたらよいのか、身の置き場所がなくなっている。

昭和61年1月31日がS君の最後の登校になった。彼はまた加害者たちにつかり、傍を通った女教師に助けを求める、担任教師が母親を呼び話し合うが、そこで担任教師に「転校するか、警察に訴えるしかない」と言わされた。母親はS君に「担任教師の言われたことを考えておいてね」といったことを明らかにしている。この日起ったすべての事がS君を絶望の淵に落したように思われる。彼はいかにしてもグループのいじめから逃れられないことを観念し、同時にまた教師や両親に必死になって救助を求めていたのに終いに得られないことにひどく絶望したことが推察される。最後の母親の言葉は「生き地獄」の中の彼の苦しみを救うには何も役立たなかったであろう。もし母親がわが子の助けを求める最後の呼びを受けとめることができたら、強い支援を与えることができていたら、彼は死を決意するには至らなかつたのではないだろうか。両親に対しては厳しすぎるかもしれないが、そう思われてならない。両親の別居の事情など一切報じられていないので知る由もないが、両親には、S君の一連の危機的状況を正しく理解し、共に苦悩し、共に解決に盡力することができなかつた事情が想像されるだけである。S君には小学校6年の妹が一人いるが、彼の問題が発生した時点では、妹と別々に暮らしていたのではないかと推察される節がある。妹は全く登場しない。S君の気持は、両親からも離れて孤独感がつよまっていたことが容易に想像される。

2. 学校関係者の対応とその問題点

学校側はS君のツッパリグループからの加害、暴行の現場に何度か出遭っていたし、父親とも話し合っていた。それにもかかわらず、S君の問題をツッパリグループの一員として見てきたことは、彼の悲痛なSO Sを正しく受けとめることができず、彼の生命を擁護する方向に対応することができなかつた。さらに「葬式ゴッコ」に教師ら4人が署名していることは、S君の受けている痛手に教師としてツッパリグループに毅

然とした対処の方法を何一つとることもできずに、結果としては、教師らも、S君のいじめに加わったことになった。このようなことが発生したのは、教師らがツッパリグループに甘くみられていたことの表れであると考えられる。このような教師らの態度は、S君の自殺後何日も経ないうちに、葬式ゴッコの色紙に署名した教諭の授業時間中に、生徒同士の争い、対決となり、警察の立ち入るところとなつた。逮捕された生徒は、教師の態度を試めすつもりだったと述べている。

三学期とともに、S君のグループ離脱行動への制裁が激しくなり、S君の登校不能の日が続いたときに、担任教師や学校関係者は、なぜもっと積極的な対応をしなかつたのか。この点は後に触れたい。最後の登校になった日、すでに前項で述べたような、S君の生きる望みを消失させるのに、担任教師の「警察に訴えるか、転校しかない。」の示唆は、決定的な影響を与えたと想像する。両方の示唆とも彼にとっては心理的葛藤の源泉になるのだ。彼は他への転校は全く考えていないのだ。彼の学校は、F中学だけなのだ。S君が担任教師は「何も理解してくれていない」と絶望する様子が想像される。

学校はツッパリグループの動きには、学年教師全体が目配りをし、校内の巡視を行ってきたという。ツッパリグループの「いけにえ」にされていたS君には適切な把握がされておらず、彼のためには効果的な対応がほとんどなされていなかつたのではないか。そのいくつかの点を挙げてみよう。

(1) S君の話に教師はどの位耳を傾けたのだろうか。
担任教師が、S君の「ツカイッパ」になっていることに気づいたとき、S君はすでに心理的葛藤が生じていたはずだから、彼の話にもっと耳を傾けるべきだつたと思われる。

担任教師は、Sが「チクッタ」とグループからさらには報復されるのを警戒したのかもしれないが、彼がいじめられている現場に出遭い、木の上からおろすのに手を貸したりしている。そんなときもっと接触や話し

合いがなされていたら、S君の苦痛を教師は深刻に共感し得たのではないか、ツッパリグループのダイナミクスや、彼の家族状況等も正しく知ることができたかもしれない。そうすればS君を擁護するための積極的対策に乗り出すことも考えられたのではないか。担任教師や学校側は加害者側の生徒たちに対して個別的に接觸していたのだろうか。加害者側の生徒らの情報に触れることがなかったのでこの辺のことは全く不明である。加害者側の生徒の大部分は他のクラスの生徒であったから、他のクラスの教師らと、S君の担任教師は話し合いをどの位行なっていたのであろうか。

(2)担任教師と養護教諭の協力関係はあったのだろうか。

S君はツッパリグループに入って間もなくから、登校しても保健室にいる時間が長くなつたことが指摘されている。保健室は彼にとり避難場であったろうと推察される。

養護教諭と担任教師との相互の情報交換や相互協力はどうのに行なわれていたのだろうか。

(3)外部の関係機関の援助が得られていたら、どうだっただろうか。

ツッパリグループの対応策について、学校だけの努力でなく、外部の関係機関の助力を借りることも必要だったのではないか。彼らは他の中学との対立も惹きおこしている。

彼らの家族についての詳細は公表されていないが、それぞれに問題をもつてゐることは明らかにされている。学校だけの介入では、それらの家族に働きかけることが容易でないことが想像される。

S君についても、彼が昭和60年10月に家出をしたとき、外部の相談機関に援助を求めるように担任教師が父親と話し合っていたらと考える。父親と教師の関係は、担任教師が「葬式ゴッコ」に加わったことが発覚するまでは、相互につよい不信感はなかったように受けとれる。したがって担任教師が外部の相談機関の援助を求めるように勧めた場合に父親は耳を傾けたのでな

いだろうか。

S君のSOSに対応し、彼の人権の擁護のためには、彼を家庭や地域から一時、他に居を移すことも考えなければならない事態に至っていたのではなかろうか。もし児童相談所に接觸していたなら、S君の緊急避難の場所として一時保護所の活用もできたであろう。S君を一時避難させることは、いじめグループに対しても変化の機会を与えることになっていたかも知れない。

東京都の特別区では教育委員会が行う虚弱児の学園をもっている。S君のような環境状況にある場合、一時入所は考えられないのだろうか。

S君のケースについて（加害者グループも含めて）問題を的確に、客観的に把握し、その対応策を考えるためにには、外部の専門家のコンサルテーションを必要としていたことがうかがえる。担任教師をはじめ学校側には、外部の相談機関から援助を求める姿勢は公表された情報からは見出せない。

S君の自殺により、東京都教育委員会は、昭和61年3月21日担任教師を諭旨退職させ、「葬式ゴッコ」に加わった他の三教諭及び校長、教頭の計五人に対し減給、戒告の懲戒処分を行つた。これらの処分の中で、とくに担任教諭の処分に対しては過剰処罰として東京都教育委員会に対する非難の声もきかれた。教師らの処分に引き続き、いじめたグループなど同校の生徒16人が送検された。

3. 思春期心性と受験競争により歪んだ子どもたちの行動

中学生年齢の子どもたちは集団になると、悪ふざけをしたり、調子に乗る、はめをはずす行動はよくあることだ。しかしながら、近年、彼らの行動は受験競争によるストレスの影響やテレビの低劣な「お笑い番組」などからの影響等もあって、陰湿、非情な形で相手に対し執拗な攻撃を行う。いじめの対象になるのは身体的に劣っていたり、行動的に、社会的に、文化的にハンディを持つような子どもたちが多いと言われてきた

が、現今ではもっと一般化しているという。冷やかし・からかい、仲間はずれ、暴力を振るう、言葉での脅し、持ち物を隠す等の行動によりいじめるのだが、対象にされた子どもがどれ程の傷みを負うかは想像に難くない。中学生年齢は友だちを最も求める年齢でもあり、孤立させられることにより極端に傷つく。被害を受ける子どもは孤立させられ、何人かのグループのいじめに会う。いじめる側はグループで行動するのだから、罪悪感はなく、いじめの行動はエスカレートすることになり、しばしば收拾がつかなくなる。S君のケースでも加害者側にいじめている意識が稀薄だったと報じられている。

当然の事ながら、いじめがエスカレートしないうちに、教師や子どもの周辺の者が加害者側の罪悪感を刺激し、彼らの行動は卑怯であり、相手を如何に傷つけることであるかをできるだけ早く気づかせるように効果的な方法を工夫することである。

S君のいじめに直接関係していない子どもたちの態度は傍観的であり、同級生の一人がいじめに会っているのをただ見ているだけのように受けとれる。中学生年齢は、人の発達段階の中で正義感のつよい時代とみなされてきた。子どもたちの正義感は何処へ行ったのであろうか。同級生はいじめの標的になっている子どもをかわいそうと感じっていても傍観しているのである。小学生の四人の一人、中学生の五割が塾に通っている状況の中で、子どもたちは他人の事など考えられない余裕のない心理的状況に置かれているのだろうか。

4. 地域の親たちの対応とその問題点

保護者と学校の相互協力が、非行・校内暴力等の沈静化に関係しているという認識が実践の成果を通して強まっている。S君のF中学でも、「地区の親同士の連帯を深める目的もあり、昭和60年度に各学年毎に地域懇談会を8回、10月、11月、には地区別のミニ地域懇談会も6回開いた。懇談会の直後、学区内にはF中学は問題が多いらしいという評判が一気に広まった。学

校のわくを越えて、地域の親たちと学校が手を結ぼうとの試みは、せっかく『本音』が出てくるところでとん挫した」と報じられている。親たちの中に学校の悪い評判は、入学試験に影響されるのではないかという懸念が、折角の動きの妨害になったことが受けとれる。

5. 異年齢子ども集団の喪失の影響

子どもたちが塾に通うようになってから、小学生や中学生が地域で日暮まで遊ぶ姿は、ほとんど見られなくなった。異年齢の男の子も女の子も一緒になって遊んでいた時代には、異年齢間の子どもたち同士や、異性の子どもたちが相互に助け合いよく遊んだ。いじめが起きてもエスカレートすることなく解消した。弱い子ども、幼い子どもも集団の中に、それぞれの場所を持ち得た。親たちも近隣の子どもたちの性格や特徴をよく知っていた。今日のように、異年齢集団が喪失した状況ではそれらができにくい。S君の場合でも、家の近所に異年齢の自然発生的な仲間集団が存在していたら、と考えさせられる。

同級生で家が近い場合でも、放課後は相互に全く没交渉である場合が多いと言われている。自分の親以外の大人や、友だちからの影響を受けられなくなっている。

6. マスコミの子どもたちへの影響

子どもたちの環境の悪化をめぐり、一部のマスコミの倫理観の欠如が非難されてから久しい。とくに近年はそのエスカレートが度を越えている。低劣なテレビ番組やマンガなどが子どもたちへのいじめ行動に具体的なヒントを与えていたりしている。

S君のやられた「葬式ゴッコ」もテレビ番組から発想されたものであった。S君の事件を契機に、マスコミのあり方がいっそう問われることになった。かけがえのない子どもたちに与える影響を、今こそ真剣に考えてもらいたい。大人全体が、人間として生きる価値観に変えていかねばならない。偏差値だけに価値を見

いだしてきた傾向や、商業主義に毒されてきたことも、すべての大人の行為が子どもたちの行動を作ってきたのだということを真から反省せねばならない。

V S.H.君の自殺以後、関係機関の提案 している対応策をめぐって

S君の自殺後も、中学生の自殺が相次いで発生している状況の中で、文部省は「いじめと教師の体罰の全国的レベルの実態調査」の結果を公表した。調査は昭和60年4月から^{註(4)}10月までに全国約4万の公立小中高校でのいじめと教師の体罰について全教育委員会を対象にその実態と指導体制を明らかにしたものである。朝日新聞は1986年2月22日の朝刊の一面のトップに掲載した。

それによると昭和60年4月から10月までの7ヶ月間に55.6%に当る21,899校で155,066件のいじめがおきていた。いじめのあった一校当たりの平均は小学校と中学校が7.4件、高校で3.1件、とくに中学校では69%の学校でいじめがあり、大都市圏では73%を上回った。学年別で最も多いのは小学6年の21,000件。いじめによる転校も66市町村から報告された。学校で問題になった「体罰事件」は7カ月間に2,819件。半数近い学校で体罰事件が起きた県さえあり、処分された教師も過去最高を数えた。

1. 文部省のいじめ、体罰禁止の徹底を求める再通知

この調査の結果、文部省は各教育委員会と学校に対し、いじめについては(1)相談体制の整備充実、(2)指導主事の学校訪問などによる状況的確な把握、(3)教師間の指導方針などの共通理解の確立を求め、併せて体罰禁止の徹底を求める昨年夏に次いで異例の「再通知」を出した。

この調査の結果について、朝日新聞は、次のようなコメントを提示した。「ただ、調査に対して全公立校の8割以上でいじめがあったと報告した県、2割未満とした県、発生件数も1万件以上から百件以下まで報

告には激しいばらつきがある。体罰も同様で44%の学校で起きたと答えた県の一方で僅か0.7%の県があった。しかし、文部省は都道府県別の実態、実数など詳細については拒否している。」

さらに朝日新聞はS君のケースも調査当時のじめが進行していたにもかかわらず報告されておらず、いじめの実相を調査がどの程度把えているのか、調査方法などをはじめ疑問点は少なくないと指摘している。

調査結果に対し、憂慮すべきはいじめの件数よりも質の問題であり、件数にしても調査の結果は氷山の一角に過ぎず、実際ははるかにすさまじいものであると学校の実態や児童生徒の周辺に通じている関係者はつよい危機感を表明している。筆者も同意見である。

S君が昭和61年2月1日に自殺後、現在まで50日間に、いじめ、体罰、非行等、学校を中心に発生している諸問題について、国レベルで、地方自治体のレベルで、親たちのレベルで、学生等のボランティアのレベル等で種々の動きが発生しており、いくつかの提案も公表された。また、「マスコミの倫理」をめぐっても積極的に取り上げられはじめた。

朝日新聞に報じられたものを次に要約してみたい。

2. 文部省の新任教員の研修制度試案

臨時教育審議会は4月末の第二次答申で、教員の資質向上策の大きな柱として、新任教員に対する長期研修制度の創設を提言するが同制度の具体的実施方法を示した文部省の試案が^{註(6)}昭和61年3月18日明らかにされた。

その要旨は次のようである。「原則としてマン・ツー・マン方式をとり指導教員には退職教員と現職の中堅教員の両方をあて、都道府県教委が地域の実情に応じて、その割合などを決める。一年間の研修内容は学校における実地研修とボランティア活動参加などの校外研修の二本立とし、家庭訪問や模範授業参観、児童福祉施設での体験などを盛りこんだモデルケースを提示、都道府県教委がこれを参考に研修計画を立案する、

としている。

3. 東京都教育委員会の教育相談所(センター)の強化の決定

都教育委員会は校長、教頭のOB百人を再雇用して23区と26市の各教育委員会に派遣し、教育相談所のスタッフとして児童、生徒の相談相手になってもらうことに決定した。

その内訳は小・中学校83人、高校17人である。都教育委員会は来春までにこうした相談員数を150人に広げることにしている。

都教委のこれらの発想は、昨年秋、テストケースとして元校長ら約20人を14の相談所に送り込んだところ、「さすが教育の専門家」と周囲から高い評価を受けたことがあるようだ。

因みに、これまでの相談員は教員経験者のほか、大学で心理学を修めた人、カウンセラー資格をもつ主婦など様々であった。

4. 地方自治体のいじめ対策

註(7)

61年度予算案の重要政策に、「いじめ」問題の解消を据えている都道府県が目立っている。

(1)いじめ解消の手引書をつくる。

東京都、岐阜、富山、滋賀、高知県など。

(2)いじめ問題をめぐる研究会の設置

栃木、徳島県。栃木県の場合は児童心理学、教育心理学者ら5人に委託、地域や家庭環境と児童生徒の非行との関連性を2年がかりで調査する。

(3)新任教員や現場教師に対する特別研修会や技術指導 (カウンセリング実習等を含む)

大阪府は新任教員には採用前に教育事務所のベランガ教師としての心構えや指導方法を教えるほか、現場の教師には大学教授らに「臨床心理学」を講義してもらう。

和歌山県では、現場教師を対象にした特別研修会やカウンセリング実習を含む泊まり込みの教育相談員養成講座を開く。

福井県は、学校カウンセラーを配置するため、61年度から5年計画で百人の教師を県内外の大学へ派遣する。

群馬県は、新採用の教員や若い教師の研修に力を入れるほか、県内約30カ所でカウンセリング技術の指導等を行う。

(4)相談室の設置や援助制度の充実をめざす

大阪府では小・中学校長や教頭が勧奨退職に応じ市町村教育委員会で雇用する教育相談員になった場合、府が1人あたり月額10万8千円を限度に補助をする。対象は50人。三重県では、県内の精神科医、臨床心理士、元小・中学校教諭ら26人に指導相談員を委嘱、チームで問題を多面的に検討し解決策を探る。

広島県では、県内に元教師の相談員を置いて教育相談に応じる。

兵庫県では、県内の市町村教育委員会などにある教育相談の窓口170ヶ所を6つの教育事務所を核に連携したホットラインでつなぎ全県挙げて組織的に取り組む。解決が難しいケースには県教育委員会で委嘱した専門相談員(大学教授やカウンセラー)を派遣する。

(5)いじめ解消のために県民運動の提唱

茨木県は「明るい子を育てる県民フォーラム」を開く。公開討論会では児童・生徒、親や教師などが問題解決のために何をすべきかを話し合う。

秋田県は心の教育を進める県民運動を展開する。

新潟県は小・中学生に社会奉仕や勤労体験活動を通して「豊かな心」の育成に力を入れる。

三重県は地域環境の健全化をめざして青少年育成県民会議へ助成金を出す。

以上に対して朝日新聞は次のようなコメントをしている。

地方自治体のいじめ対策を中心に進めた施策の特徴は「これまで教育機関や児童生徒の指導機関が単独で進めてきたいじめや非行防止策を総合的に進めようとしている点だ。相談機関の横のつながり、各界から人

材を集めた研究会、多角的な情報収集で問題の深層を突き止めようとしている。やっと行政側として腰を上げたと見ることも、できる。」と。

5. 女性による民間教育審議会の提言から

60年4月に17人のメンバーで発足した女性による民間教育審議会は、教育110番を開設したり、臨教審の第一次答申の検討や教育改革案の協議を続けてきたが、「教育改革提言」^{註(8)}を発表した。提言の要旨は「いま、緊急になすべきこと」と「未来に向って教育を変える」の二つの柱から成っている。ここではそれらの中からいくつか取り上げておこう。

- 通知表の相対評価を廃止する。 ●高校1年までを義務教育とする。 ●1学級を35人以下とする。
- 内申書を成績証明書と改め、行動の記録をなくし、本人と保護者に公開する。 ●生徒・教師・PTA・地域住民参加の「きまり検討委員会」「苦情処理委員会」を各学校に設ける。 ●PTA活動は休日・夜間を原則とする。 ●教育ヘルパー制度を設け、クラブ活動や生徒の相談相手などに住民を活用する。 ●学童保育を小学4年から中学生までに対しても広げる。
- 片親や転勤の多い家庭などに役立つ全寮生の中学、高校を増設する。 ●学校災害補償法の制定 ●体験学習の重視 ●新任教員の研修は1年間とするが、退職教員が指導するのではなく、教師集団の中で意見を交換しながら経験を積ませる。試用期間は従来の通り6ヶ月。社会人教師を増やし、画一性や閉鎖性を打破する等をかけた。

VI 学校ソーシャル・ワーカーの役割に期待されるもの

S君のケースもそうだが、今、児童・生徒の問題は複雑になり、問題の実相が見えづらくなっている。家族の子どもたちに対する養育・監護・支援能力が脆弱化している例も急速に増えている。地域社会の連帯感や支援能力も弱くなっている。かかる状況の中で、問

題解決の努力は学校関係者の中だけでは限界がある。S君の例をとっても、彼の生命を擁護するために、活用できる社会資源を可能な限り動員して援助することが必要であった。S君をいじめていた子どもたちの周辺はまたS君と同様に、それぞれの子どもが援助を必要としていたことは明らかである。いわゆる多問題家族からの子どもたちの割合が高いことが推察される。

それらの家族に対するアプローチにはさまざまな困難や障碍がある。

学校集団についても教師^{註(9)}がその問題の鍵となる状況を客観的に判断できなかったり、あるいは教師自身が問題状況をいっそう悪くしていたり、さらには学校集団全体が、直接的にもしくは間接的に教師や児童・生徒の問題に深く関わっていることが明らかにされている。かかる状況では、学校全体の変容がいじめ問題の解決には不可欠となる。問題解決の過程で、学校側と親、もしくは関係機関が対立する状況がしばしば生じがちだが、その調停の役割をとることも必要になる。すなわち、擁護者、調停者、仲介者、環境調整、コミュニティの諸機関との協働の役割が非常に重要なになってくる。

すでに記述したようにS君の自殺等が契機となり、国、都道府県、市町村、民間のレベルで、いじめ問題、登校拒否、非行問題の対応策が進展している。それらを吟味してみると、その中心になっているのが、相談事業の充実と学校教諭、とくに新任教諭に対する研修の強化である。これらは確かに一步前進であろう。しかしながら、登校拒否、非行等の児童・生徒を処遇する中で、現場の教師や教育相談所の関係者等と関わりが深かった筆者には問題点も感じられるのである。

その一つは、相談事業さらには研修内容にカウンセリング技術を中心据えているように受けとれることである。教育相談センターや相談室に働くカウンセラーは、すでに記述したように東京都の場合、教員経験者のほか、大学で心理学を修めた人、カウンセラー資格をもった主婦など様々である。他府県におい

ても教育相談室等に働く職員の背景は東京都の場合と大同小異でないかと思われる。彼らのカウンセリングの手法は、C. ロージャスの創始したカウンセリングに多く依拠してきたといってよいであろう。彼らのアプローチは非指示的方法による対象者に対する心理的理 解、自己変容へ向けられてきた。

対象者が児童・生徒である場合、本人自身へのアプローチと並行して親へのアプローチや環境調整が不可欠となる。しばしば子ども自身へのアプローチ以上に、家族、学校、地域等の環境調整が重要になってくる。子どもの生命や人権を擁護する擁護者としての機能、仲介者としての機能、調停者としての機能、環境調整者としての機能は、本来、ソーシャル・ワーカーの重要な機能とされてきた。学校に関係した領域を専門とするソーシャル・ワーカーを学校ソーシャル・ワーカーと呼称している。

わが国の戦後の児童・生徒指導の制度の中に、学校ソーシャル・ワーカーの必要が提唱されたことは、かつてなかったと言えるだろう。

今、学校の児童・生徒指導体制の中には、援助的機能が必要であり、「児童・生徒指導援助体制」とするのが今日的状況であると思われる。

筆者が登校拒否児童を扱う中で関わった長欠対策指導主事の中に、少数だが、学校ソーシャル・ワーカーの役割を実質的に果たしていた人もある。彼らは筆者や学校との仲介人の役割を果たし、困難なケースを成功に導いたことを加えておきたい。

その2は、新任研修制度について、先に臨時教育審議会が校長、教頭のOBによるマン・ツー・マンによる1年間の初任者研修を提案したことと、教育相談室の相談員の増員を校長・教頭のOBで占めることを決めている地方自治体が多いことに対してである。東京都教育委員会はこのことについて、「校長、教頭を務めた先生にお願いするのは、子どもの心に通じ、学校経営にも明るいその経験と知識がこの仕事にぴったり」といっていると朝日新聞は報じた。これらの提案には同

意できる面もあるが、しかし疑惑をもたざるを得ない点もある。例えば、子どもの問題をめぐって、教師あるいは学校に明らかに問題の原因がある場合に、校長・教頭のOBでは客観的な、公正な問題把握が難しい状況があるのではないか、時には学校側に妥協してしまう状況が生じるのでないかという懸念である。学校集団は社会に対して「閉鎖的」であることが問われてきたが、学校の閉鎖性が破られない限り、校長・教頭のOBが相談員になる場合の積極面よりも時には否定的に働く面をもっと検討されなければならないと思う。

VII おわりに

学校ソーシャル・ワーカーの役割の緊急性について示唆してきたが、それでは、それらを誰がどのような立場で行うのか等については、次の機会に取り上げたいと思う。学校ソーシャル・ワーカーの位置が確立されているアメリカの場合を取り上げ、学校ソーシャル・ワーカーのあり方と社会変動の関係等を歴史的に明らかにし、日本における学校ソーシャル・ワーカーのあり方をめぐって検討を加えたい。

引用記事

- 註(1) いじめの全容判明—「S. H. 君死へ苦悩の8カ月」朝日新聞、1986年3月10日朝刊掲載のほぼ全文引用
- 註(2) 鹿川みどり、わが子ヒロ「生き地獄」の日々、エンマ18、文藝春秋、1986年3月10日
- 註(3) 鹿川雅弘、死をもっていさめた息子裕史、婦人公論71巻5号、婦人公論社1986年4月号
- 註(4) 文部省、いじめと教師の体罰の全国的レベルの実態調査、朝日新聞、1986年2月22日発表されたものから
- 註(5) S君のケースも調査当時のいじめが進行していたにもかかわらず報告されていないが、学校側はこ

の時点では、S君はまだいじめの被害者でなかつたとみている。

註(6) 文部省、新任研修制度の実施方法試案、朝日新聞 1986年3月19日

註(7) いじめ対策—自治体やっと本腰、朝日新聞、1986年3月13日

註(8) 民間教育審議会、教育改革提言、朝日新聞、1986年4月7日

註(9) 全日本中学校長会、健全育成(いじめ)に対する調査報告書、朝日新聞、1986年4月11日

その他参考情報

NHK、報道番組(首都圏)「鹿川裕史君の自殺」1986年3月

NHK、おはようジャーナル「今、教育現場で」4回
シリーズ 1986年3月

朝日新聞社、朝日ジャーナル、28巻14号、1986年4月
4日

岩波書店編、体罰・いじめ——誰が子どもを救うのか
世界487号 1986年4月

参考文献

1. 山崎道子、学校恐怖症児に対する教師の態度、精神衛生研究15号、1966年、現代のエスプリ、139号、「登校拒否」特集号、1979年、至文堂

2. 山崎道子、中学生登校拒否児に対する働きかけをめぐって——とくに危機状況に対処する家族力動の観点から 精神衛生研究17号、1969年

3. 山崎道子、学校恐怖症児に対する早期の働きかけ

の意義とその方法、精神衛生研究18号、1970年

国立精神衛生研究所

4. 山崎道子、ソーシャルワーク実践と家族、ソーシャルワーク研究、Vol. 9 No. 3、1983年
相川書房

5. 国立教育研究所内校内暴力問題研究会、
校内暴力事例の総合的研究、学事出版、1984年3月

6. 瓜生武、松元泰儀、村瀬嘉代子、尾久孝夫、渡辺進、学校内暴力、家庭内暴力、1980、有斐閣

7. 若林慎一郎、小池清廉等、シンポジアム「登校拒否と現代社会」第24回日本児童精神医学会

8. 寺本喜一、学校社会事業(S.S.W.)論——
学校ケースワーク・学校カウンセリングを越えて、
ソーシャルワーク研究 Vol. 6 No. 2、1980、
相川書房

9. 岩佐寿夫、家庭内暴力と家族、ソーシャルワーク研究、Vol. 9 No. 3 1983、相川書房

10. ジーン・レンボイツ著、山口哲生・久保紘章訳、
家庭内暴力、星和書店、1982

11. Hancock, Betsy, Ledbetter, School Social Work, Prentice-Hall, Inc., 1982

12. Constable, R.T. and Flynn, John, P., School Social Work, Practice and Research Perspectives, The Dorsey press, 1982

13. Winters, Wendy, Glasgow and Easton, Freda, The Practice of Social Work in Schools, The Free press, 1983

